

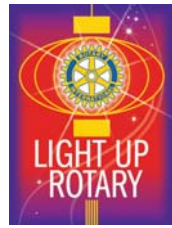


2014～15 年度
国際ロータリー会長
ゲイリーC. K. ホアン

Weekly Report Niigata



2014～15 年度
新潟ロータリークラブ会長
高橋 秀樹



ロータリーに輝きを

2014～15 年度 国際ロータリーのテーマ

新潟 RC 9 月第 2 例会 (2014.9.9) No.3055

(1) ロータリーソング「四つのテスト」斉唱

(2) 高橋 秀樹会長挨拶

懸案事項の検討スケジュールについての説明

(3) ビジターの紹介

Dr. Bockhold Wolfgang (Friedberg RC)

(4) 連合事務局アルバイト職員 清水佳代子さん挨拶

(5) 新会員の紹介



(株)北越銀行新潟支店
取締役新潟支店長
佐藤 厚

所属委員会 親睦委員会

北越銀行新潟支店の佐藤厚です。歴史と誇り高さ新潟ロータリークラブの会員となれ、光栄に思っております。当行の大先輩、菱電社岡村社長様、当行顧問弁護士をお引き受け頂いております、伴先生のお二人のご推薦により、入会することができました。本当にありがとうございました。私は昭和53年に北越銀行に入行、支店勤務28年、市場営業部勤務8年。支店長として新潟市内は卸新町、古町、新潟駅前、現在の新潟と4ヶ店目です。会員の中には顔見知りの方々もおられて心強く感じております。皆様方から大いに刺激をもらい、当店を当行を少しでも変化進化させ、皆様方から得たものを地域の方々に還元できればと意気込んでおります。当店は六十九銀行からスタートし、平成27年6月1日、110周年を迎えます。来年4月より3ヶ月間の周年運動を計画しております。地域の皆様から更なる信頼と支持を得られるよう、頑張ります。ニコニコボックスを利用できるよう、いい酒が飲めるよう、皆様方からのご支援、ご鞭撻、そしてご協力をお願いいたします。

(6) ロータリーの友紹介 (熊鷹信治広報委員)

(7) 各種ご寄付の発表

米山奨学会寄付発表(徳永 昭輝委員長)

徳永 昭輝君 徳山 啓聖君

青少年育成基金寄付発表(山田 隆一委員長)

樋熊 紀雄君 本間 彊君

(8) 委員会報告

・小飯田 澄雄社会奉仕委員長より9月7日に実施した「あしなが事業」報告(詳細をHPの事業報告に掲載いたしました。)

(9) 同好会報告

・高橋康隆料理研究会会長より第6回料理研究会報告(次ページに詳細を掲載しました。)

(10) ニコニコボックス紹介

・高橋 清文君 先週、結婚報告をさせて頂いた所、思いがけなく御祝して頂き大変ニコニコでした。又、先月の入籍にもかかわらずきれいな洋らんをクラブより送って頂き新妻も大いにニコニコでした。ありがとうございました。

・岡村健吉君 北越銀行の佐藤厚取締役新潟支店長さんの入会を歓迎しニコニコします。

(11) 幹事報告 (安藤 栄寿幹事)

・例会終了後、新会員オリエンテーションを4階「楓の間」で開催致します。

(12) 会員スピーチ

「地区リーダーシッププランと

クラブリーダーシッププランについて」

小山 楯夫ロータリー情報委員長



第6回料理研究会報告

幹事 吉田 和 弘

【イカの皮むきはイカんともしがたい】

9月3日、第6回の料理研究会が行われました。初参加の日銀新潟支店、千田さんを迎えて総勢12名、料理3品に挑戦しました。真イカをさばくところからスタート。新鮮なものはむきやすいといいながら、一同、皮むきに大苦戦。どうにかさばいたイカを使って、「中華丼」「簡単マリネ」と「キュウリのスープ」を仕上げました。試食後には、これなら家で作れるね〜と声が上がりましたが、それが実行されるかは知る由もありませんでした。



今回のテーマはイカ



皮むきは大変



千田さん
初参加



ノンアルビールをゴクゴク



出来上がり

決議 23-34 できるまで

RI. 2680 地区 P.D.G 田中 毅 (源流の会) より

ロータリー運動を、一般奉仕概念を探究する精神的な場としてではなく、実際的な社会奉仕活動を実践する場として捉える傾向は、地方の比較的小規模のクラブに多く見られ、その代表的な例として、具体的な社会奉仕活動を提唱し、それを実践するためにロータリークラブに入った、オハイオ州エリリア・クラブのエドガー・アレン **Edgar Allen** があげられます。ロータリークラブ入会の条件として、彼が薦める身体障害児の総合的対策事業をクラブが積極的にバックアップすることを申し出て、ロータリアンとしての生活のすべてを身体障害児対策に捧げ、遂に、国際身体障害児協会を設立しその組織を全世界に広げました。彼は後に、「ダディ・アレン」と親しみと尊敬を込めて呼ばれています。

対社会的な奉仕が、ロータリー運動の中で市民権を得るようになった一方で、今度はその「奉仕」のあり方をめぐって再び熾烈な論争が起きました。ロータリアンの心に「奉仕の心を形成」することがロータリー運動の本質だとする理論派と、「奉仕活動の実践」こそロータリアンの使命だとする実践派との論争です。ロータリー運動を「奉仕の心の形成」として捉えた理論派は、ロータリークラブの使命は、ロータリアンに「奉仕の心」を形成させることであり、ロータリアン個人が、**He profits most who serves best** と **Service above self** の心を持って、自分の職場や地域社会の人々の幸せを考えながら、職業人としての生活を歩むことであると考えました。すなわち、クラブ例会で会得した高いモラルに基づく「奉仕の心」で事業を行い、その考えを業界全体に広げていくことが、全ての人々に幸せをもたらし、それが地域社会の人々への奉仕につながることを確信していたのです。

もし、職業奉仕以外の分野で、奉仕に関する社会的ニーズがあれば、夫々の会員が個人の奉仕活動として実施するか、自分が属している職場や地域社会の団体活動として実施すればよいのであって、クラブはあくまでも、どのような社会的ニーズがあるのかを提唱するだけに止めるべきであり、社会奉仕活動の実践は、ロータリークラブが実施母体になるのではなく、そのニーズを世に訴え、それに対処する運動が盛り上がるような触媒として機能すべきである。どうしても、地域社会に何かしたいのならば、職業上得られた **Profits** から個人的に行ったらよい、という考え方でした。

これに対して、「奉仕活動の実践」に重きをおく実践派は、現実に身体障害者や貧困などの深刻な社会問題が山積し、これまでにロータリークラブが実施した社会奉仕活動が実効をあげていることを根拠に、理論派とことごとく対立しました。実践派から見れば、奉仕の機会を見出して、それを実践することこそロータリー運動の真髄であり、単に、奉仕の心を説き奉仕の提唱に止まる理論派の態度は、責任回避としか写らなかったのです。

「奉仕の心の形成」と「奉仕の実践」の論争は、個人奉仕と団体奉仕、さらに金銭的奉仕の是非にまで発展して、綱領から社会奉仕の項目を外せという極論まで飛び出すほどの、激しい対立が続きました。

エドガー・アレンとエリリア・クラブに代表されるような、多額の金銭的支出を伴うクラブによる団体奉仕を、ロータリーの社会奉仕活動として認めるか否かが議論の中心になりました。

ロータリーの思考体系には、その原則を崩せばロータリー運動を成立さし得ない必要条件と、ロータリアンやクラブの考え方や行動に対して、その立場と善意を尊重して、容認することができる充分条件があります。奉仕の実践は、将にこの充分条件の分野に入る事柄であり、従来から行われている色々な社会奉仕活動に対する考え方や行動を調和させることが、是非とも必要でした。相異なる二つの考え方を、ロータリーの寛容の精神の下で調和するために、当時の理事会は高等戦術ともいえる微妙な試みをしています。

1922年、RI 理事会はエリリア、トレド、クリーブランド各クラブより共同提案を受けて、決議 22-17 を採択しました。

ロータリアンが身体障害児に対する関心を示し、かつ彼ら障害児に身体的矯正や外科的治療を施すことが有効な場合には、これを援助したいという意欲を表明していることに鑑み、RI 第 13 回大会は、各ロータリークラブが行っているかかる人道的活動を賞揚し、且つ本大会に出席している各代表者に対し、この問題に関する注意を喚起し、またこの運動が各クラブの地域社会に於ける奉仕の機会を提供するものであることを、それぞれのクラブに認識させるように決議する。

しかし、この決議を行った直後に開催された理事会では、理論派の立場を考慮してか、これと全く相反する次のような決定を行っています。

RI は世界各国の身体障害児問題が重要であることを認め、各ロータリークラブの会員が何らかの形で身体障害児救済の事業に関係することを喜ぶであろう。然し、RI は気のりしないロータリアンにこの種の事業に関係することを強制することは望ましくないと信じている。RI はまた、ロータリークラブやロータリー会員が、身体障害児救済事業のような立派な仕事でも、これに全く夢中になったために、ロータリークラブの真の役割が忘却され、ロータリーの基本的で特色ある目的が見失われ、または忘れられるならば、それは望ましいことでもないし、またロータリー福祉のためにもならないものと考えている。

理事会の態度は更に三転四転し、1923年のセントルイス大会において「決議 23-8 障害児並びにその救助活動に従事する国際的組織を支援せんとする障害児救済に関する方針採択の件」という、とんでもない決議を提案する姿勢を示しました。これは積極的に身体障害児対策を推奨するために、国際身体障害児協会の仕事をロータリーが代行し、その費用を援助するために、RI 中央事務局が年間1ドルの特別人頭分担金を徴収することを定めたものであり、もしも、これが決議されれば、理論派の反論の上に、クラブ自治権の問題までもが加わって、收拾がつかない状態になることは必至でした。

これに反対したシカゴ・クラブの会長 ポール・ウエストバーグ Paul Westburg、パスト会長ラッパス・チャピン Rafus Chapin たちは、「駱駝がやってくる」と称する一大反対キャンペーンによって、セントルイス大会の代議員たちを説得しました。

その結果、ナッシュビル・クラブのウイル・メーニア Will Manier と ポール・ウエストバーグによって提案される決議 23-34 の成立と引き替えに、同決議は撤回されることになって、この論争に終止符が打たれることになりました。決議委員の指名を受けたメーニアとウエストバーグは決議 23-34 をたった 2 日で書き上げ、この 1,000 語からなる決議は直ちに大会で皆に披露され、一言の訂正もなく採択されました。

現行の決議 23-34

決議 23-34 は、RI の役目、クラブの役目、ロータリアンの役目について述べているのです。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想(理念)を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であることを認め、これを採用するものである。（このフレーズは、本来社会奉仕活動に対する・・・ではなく、ロータリー活動に対する、と云うことで、ロータリー活動全般に対しての指針でした。）

決議 23-34

1 ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」—の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践倫理の原理に基づくものである。

2 本来ロータリーは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次のことを実行することを目指している人々の集りである。

(1) 奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。

(2) 自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。

(3) 各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。

(4) 個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々すべてが、理論的にも実践的にも、これを受入れるように励ますこと。

3 国際ロータリーは次の目的のために存在する団体である。

(1) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。

(2) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。

(3) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、国際ロータリー定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかなひ、これを乱す恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。

4 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことを言うのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、**ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うよう勧められている。**いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ全員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

5 各ロータリークラブはクラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについては絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくしたりするような社会奉仕活動を行ってはならない。そして国際ロータリーは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6 個々のロータリークラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

(1) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、ほかに地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活躍すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金や仕事のうえでその分を果たすべきである。

(2) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。

(3) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。

(4) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。

(5) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活かすことのほうが望ましい。

(6) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、

ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るよう努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

(7) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンが個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神によりかなっているといえる。それは、ロータリークラブでの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。

改定年度と決議番号 (23-34,26-6,36-15,51-9,66-49)

(13) 本日の出席率 72.64 %

(2週間前メーク後 90.22 %)

9月16日の例会予定

会員スピーチ「会員増強と我がクラブの現状について」

クラブ奉仕A委員長 石本隆太郎君

新潟ロータリークラブ会員専用ホームページアドレス

<http://www.niigatarc.jp/>